



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

未来と希望のために
もうひとつの選択肢

“ADR”

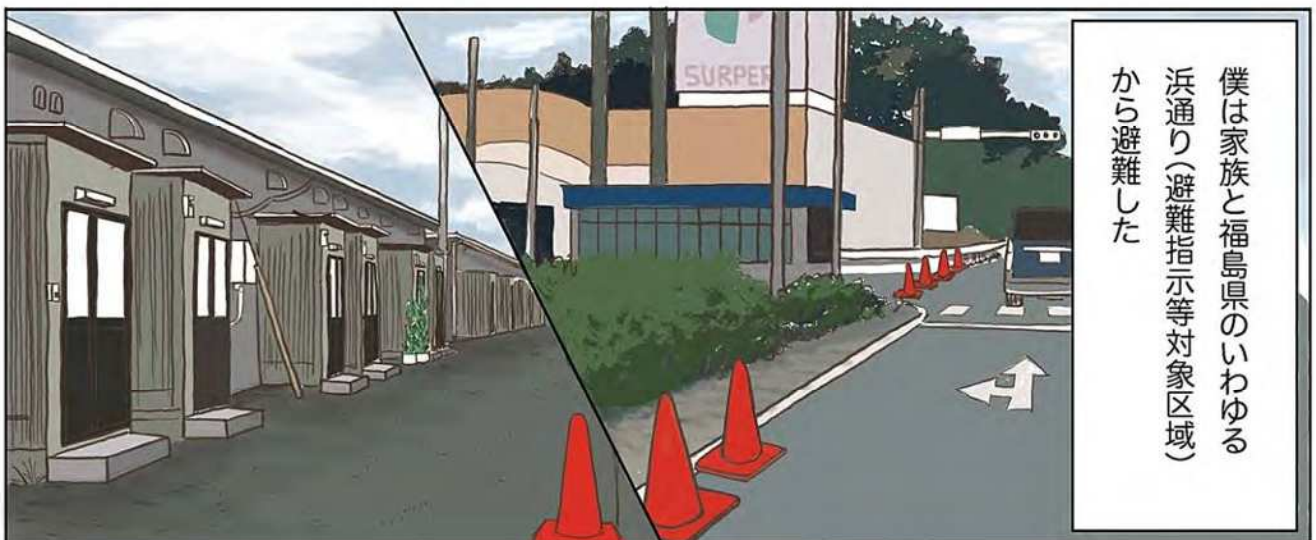
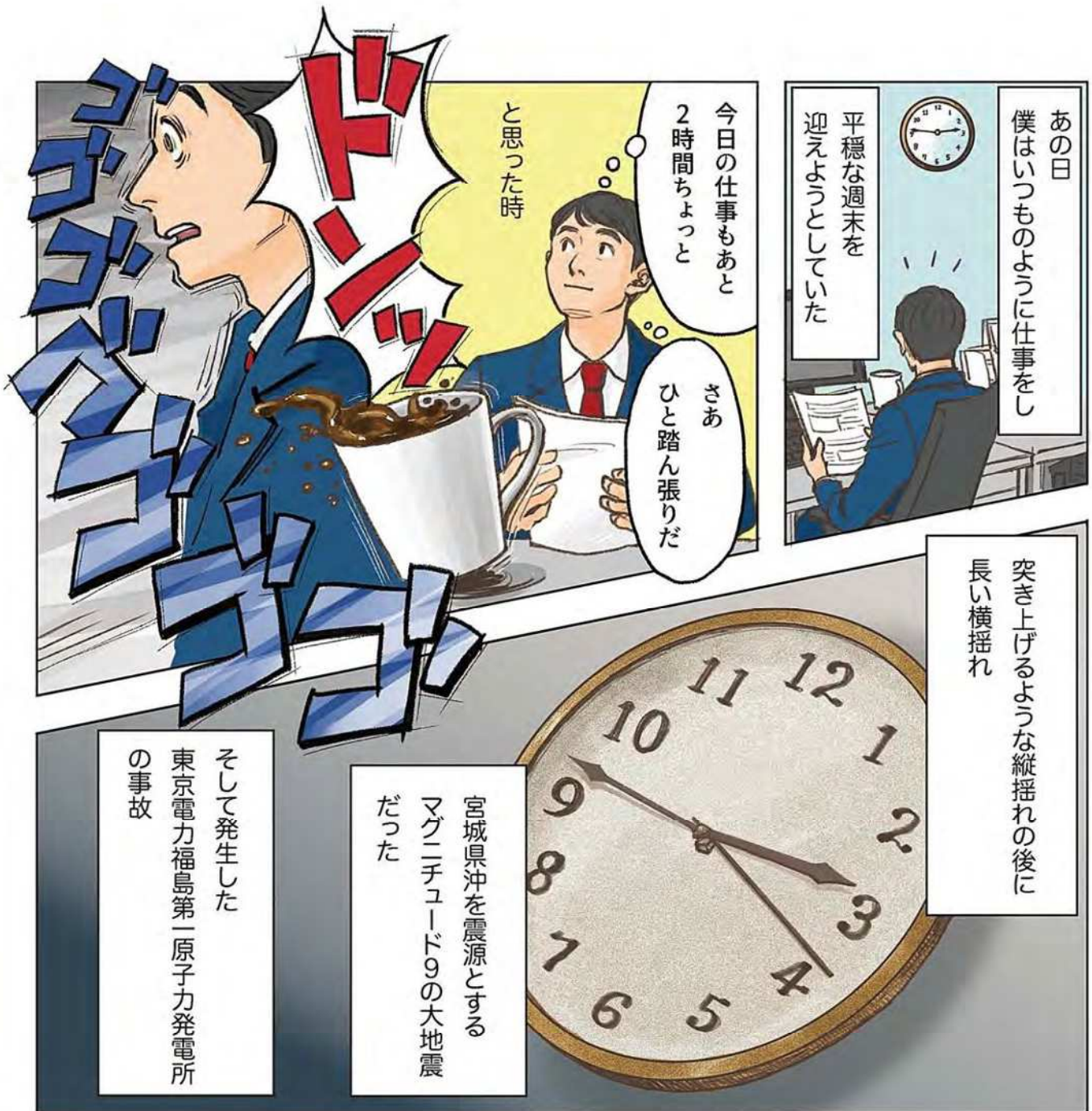
福島



原子力損害賠償紛争解決 (ADR) センター



ADRとは、Alternative Dispute Resolution (裁判に代替する紛争解決手続) のことです



過酷な避難生活に
追い打ちをかけるように

原発事故を受けて休業していた
仕事場からは解雇の通知が

その後しばらくして
何とか新しい仕事を見つけたが

単身赴任せざるを得なかった

家族との離れ離れの生活は

3年以上も続いた

ようやく妻と子ども達とは
同居できるようになったが

新しくできた営業所へ転勤させてもらい

将来への不安を抱く日々が
続いていた

カサ...
損害賠償

健康診断会場に行った時のこと…
気になる看板が目に入った

「ADR説明会」?

「もうひとつの選択肢“ADR”
って、何だろう…?」

もうひとつの選択肢“ADR”

文部科学省
ADR説明会
原子力損害賠償
紛争解決センター

こんにちは

文部科学省の
ADRセンター
沢村です

東京電力からの賠償について
お困りの方に
国の機関が無料でサポートする

ADRセンター
という機関
ご存知ですか?

ADRセンター
初めて聞きました

正式名称は

「原子力損害賠償紛争解決センター」
文部科学省に設置された
国の紛争解決機関で
どなたでも利用可能なんです

文部科学省
ADR説明会
原子力損害賠償
紛争解決センター

(後で分かったことだけど)
この沢村さんは、ADRセンターの調査官

調査官とは
弁護士や法律家としての資格を有する
ADRセンターの職員だそうです

ADRセンターは
中立・公正な立場で
原発事故の賠償について
和解仲介を行う国の機関です



● 申立て後には
担当の調査官が詳しい
お話を伺います



● 今までに東京電力から
賠償を受け取られたことの
ない方だけでなく、すでに
賠償を受け取られた方
賠償について話し合い中の方
納得がいっていない方など
どなたでも無料で利用できます



● これまでの全申立てのうち
約8割で和解が
成立しています



そんな機関が
あるとは知らなかったですが...

手続

大変ですよ?

大丈夫ですよ

申立書は
該当する項目をチェックして
その時点で分かっていることを
記入して頂きます



申立て後には

担当の調査官が付いて

詳しくお話を伺うので

安心して進めて

もらえます

申立て時点で

証拠(※)が手元に

なくても大丈夫なので

その点も安心してください



※ 例えばどんなものが証拠(参考資料)になる?

→ 原発事故からの避難や対応に関する様々な領収書や証明書等。
宿泊費の領収書、帰宅費用交通費の領収書、家財道具移動費用の領収書、就労不能等に伴う損害として
休業証明書、給与明細などですが、



宿泊費の領収書



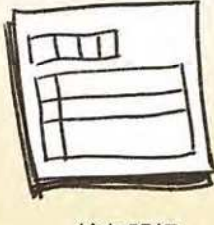
帰宅費用交通費
の領収書



家財道具移動費用
の領収書



就労不能等に伴う
損害として休業証明書



給与明細

...他にも多種にわたります

直接的な証拠がなくても
調査官が細かく事情をお聴きして補うこともできます







避難時に持ち出せなかった高額家具等について
直接請求では一定の金額で賠償されていたが
価格を算定し直し、追加賠償が認められた



自家消費用の野菜や米が作れなくなり
生活費が増加して
購入費相当分の賠償が認められた



墓石の修理費用や移転が必要になり
移転・解体費用全額
避難先での墓石等建立費用の
一部の賠償が認められた





生まれ育った町に長年居住し
地域との結びつきが強いことを踏まえ
慰謝料が増額された

避難によって家族が離れ離れになり
直接請求で認められた
慰謝料が増額された



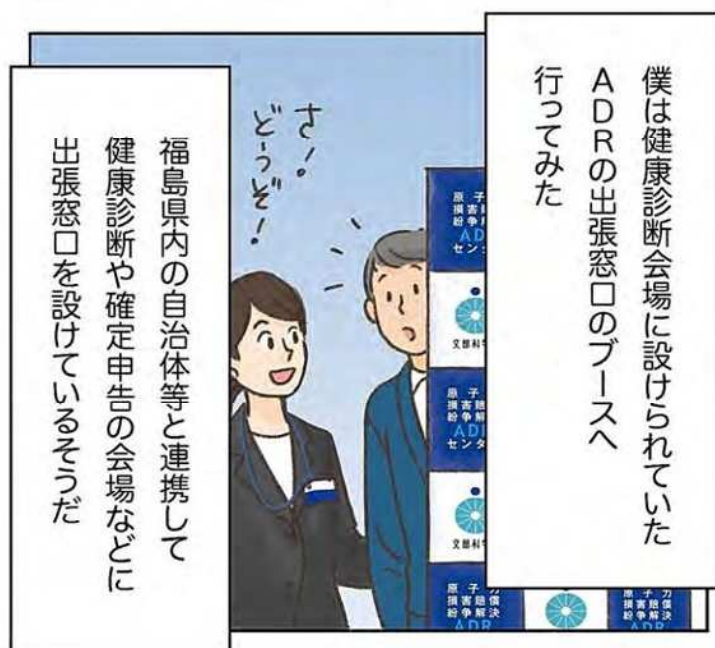
乳幼児の世話をしながらの避難生活について
慰謝料が増額された



避難により職を失い
減収分の賠償が認められた



直接請求で賠償されなかった
農機具等の価値を再算定し
追加賠償が認められた



入手方法

- ① 最寄りのADRセンターの事務所・支所で直接受け取る

- ② フリーダイヤルを使って郵送依頼する



- ③ ホームページからダウンロードする



←こちらからダウンロードできます



申立書の書式の
入手方法は3つ

提出方法

- ① ADRセンター東京事務所に郵送



- ② 最寄りの事務所・支所に直接持ち込む

ADRセンター問い合わせ・
事務所・支所の所在地はこちらでご確認ください



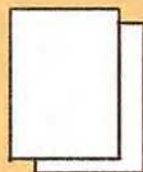
必要な書類

●申立書



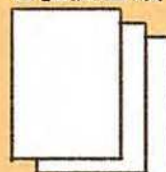
原本1部

+



コピー2部

●証拠書類



(あれば)コピー3部

申立書がADRセンターに届くと
形式的な不備がないことを確認し、受理されます
書類に不備があった場合には
追加提出をお願いすることがあります

お手元で保管(ご自身の控え)

- ・申立書：コピー1部
- ・証拠書類：(あれば)原本



文部科学省・ADRセンターご案内ページ→





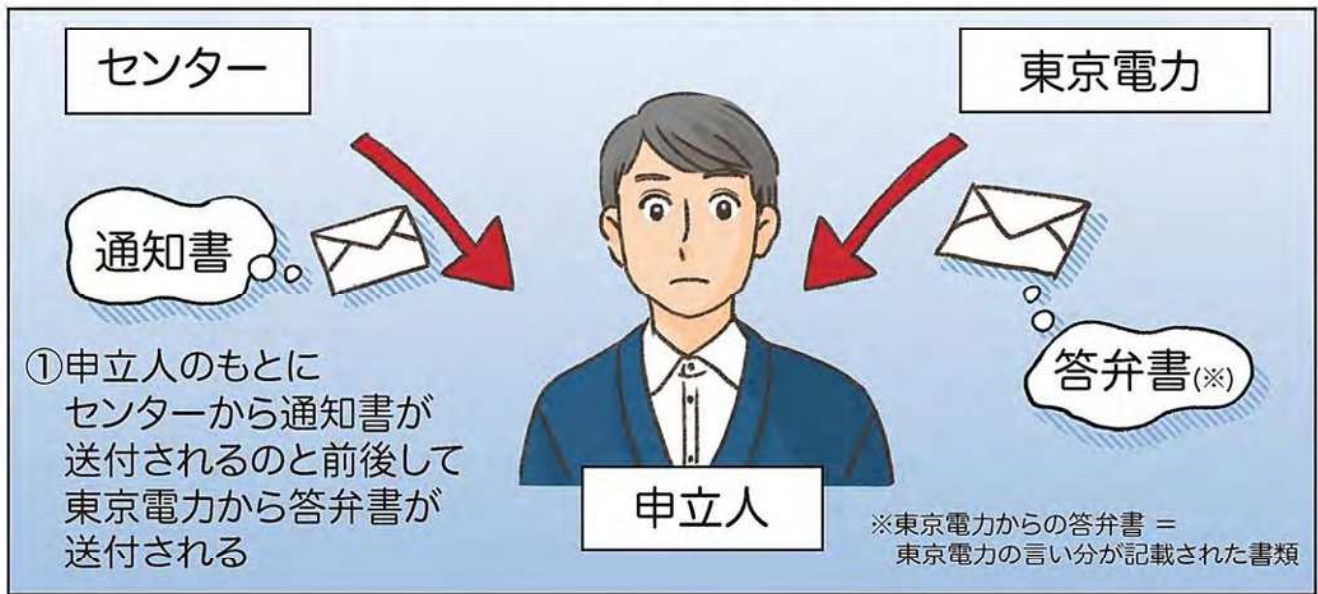
仲介委員＝話し合いの仲介者(弁護士)



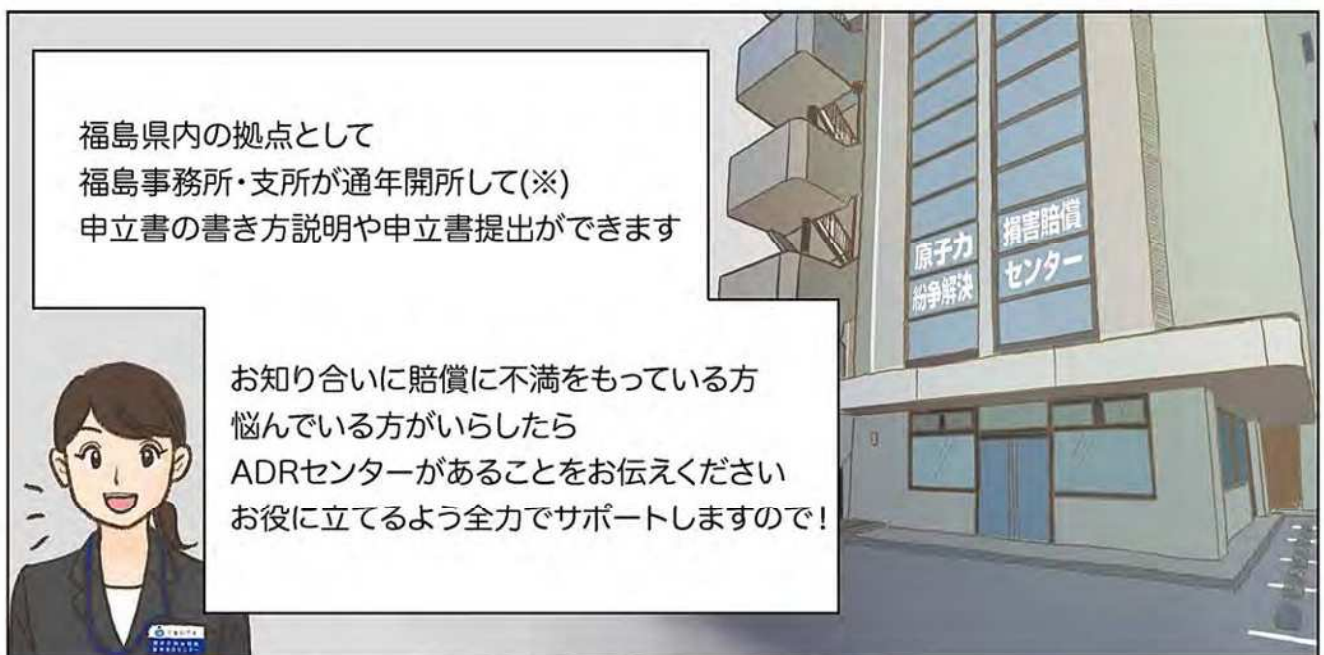
調査官＝仲介委員をサポートする、弁護士や法律家としての資格を有するADRセンターの職員



【和解の審理(仲介)】







※開所日における受付時間 月～金(祝休日・年末年始を除く) 9:00～17:00
事務所・支所におけるそれぞれの開所日については裏表紙参照

申立ての書類を行ってから
1か月ほどが過ぎた日
通知書が届いた

和解の審理が始まり

僕の担当になった南岡調査官へ
電話や書面で事情を説明した
東京電力から答弁書(※P12参照)
も送付されてきた

今回、ワカイさんが
申立てられた件の
調査官となりました南岡です

僕は、避難してから今までの
状況について説明した

転職して数年間は
家族と別居
していましたが

アパートで妻と子供と
一緒に暮らせるように
なりました

少し落ち着いた頃に
私、妻、子供の分も一緒に
東京電力へ直接請求をしました

妻は、幼い子2人を連れて
知人宅や集合住宅で周囲への
気遣いをしながらの避難生活を送り

かなり苦労したようです

僕は、原発事故で避難してからのことを思い出しながら調査官に説明した

調査官から確認してもらったことで東京電力への直接請求の際にきちんと主張できていなかったことも思い出した

それでは、伺ったお話やいただいた資料に基づいて

仲介委員が審理をして和解案を検討、提示します

場合によっては和解の仲介が打ち切られること(※P13参照)もありますので

その点もご理解下さい

そして東京電力から答弁書が送られていると思います

これは東京電力の言い分であり仲介委員の考え方ではありませんので誤解されないようにして下さい

はい……

東京電力から質問もあるようですが仲介委員が、ワカイさんからの回答が必要と判断した事項のみ調査官である私からワカイさんに回答をお願いする場合があります

ですので、質問にすぐに対応していただく必要はありませんので

なるほど

ほっ

申立てから約3か月後…
※事案によって審理期間は異なります

まず、ススムさんの奥様の状況についてですが

事故前の平穏な日常生活が壊されたことによる

『精神的苦痛に対する慰謝料
(日常生活阻害慰謝料)の増額』
を検討する余地がありますね

仲介委員

高額な家財道具に関する賠償については

写真やカタログなどがあれば提出して欲しいです

わかりました

直接請求の結果や関係資料を踏まえると

この事案に関しては他の事項について東京電力に追加の賠償を求めることは難しいように思います

家財道具の写真とありませんか？

あったかな…？

避難の時に持ち出せたわずかな荷物の中に家財道具の写真があるはずもなかった

しかし、それは意外な所から出てきた

タンスの横の柱に「背の丈」を刻む長男を囲んで写した一枚の写真だった
実家に送ってあったのをモモが見つけてきてくれたのだ

撮影日は「2010年5月5日」
次の年からは刻めていない
わが家の時間は止まったままだ

いや、止まった時間を進めるんだ
今度こそ…



健康診断会場で

「ADR 説明会」の看板を見てから

約10か月が過ぎた

申立書の作成と提出
から始まり

審理、和解案の
提示がなされ

双方合意することとなり
東京電力との間で
和解契約を結んだ



申立てから和解の成立まで

ADRセンターが丁寧に
サポートしてくれた

そして、指定した口座に
賠償金が振り込まれた

思っていたよりも
ずっと簡単に申立てができ
調査官の方が細かくサポート
してくれたから
安心して手続ができた

直接請求では

認められなかった

「持ち出せなかった高額家財道具」
について

写真等の資料を示すことで

こちらの言い分の

全額ではなかったが賠償が認められ

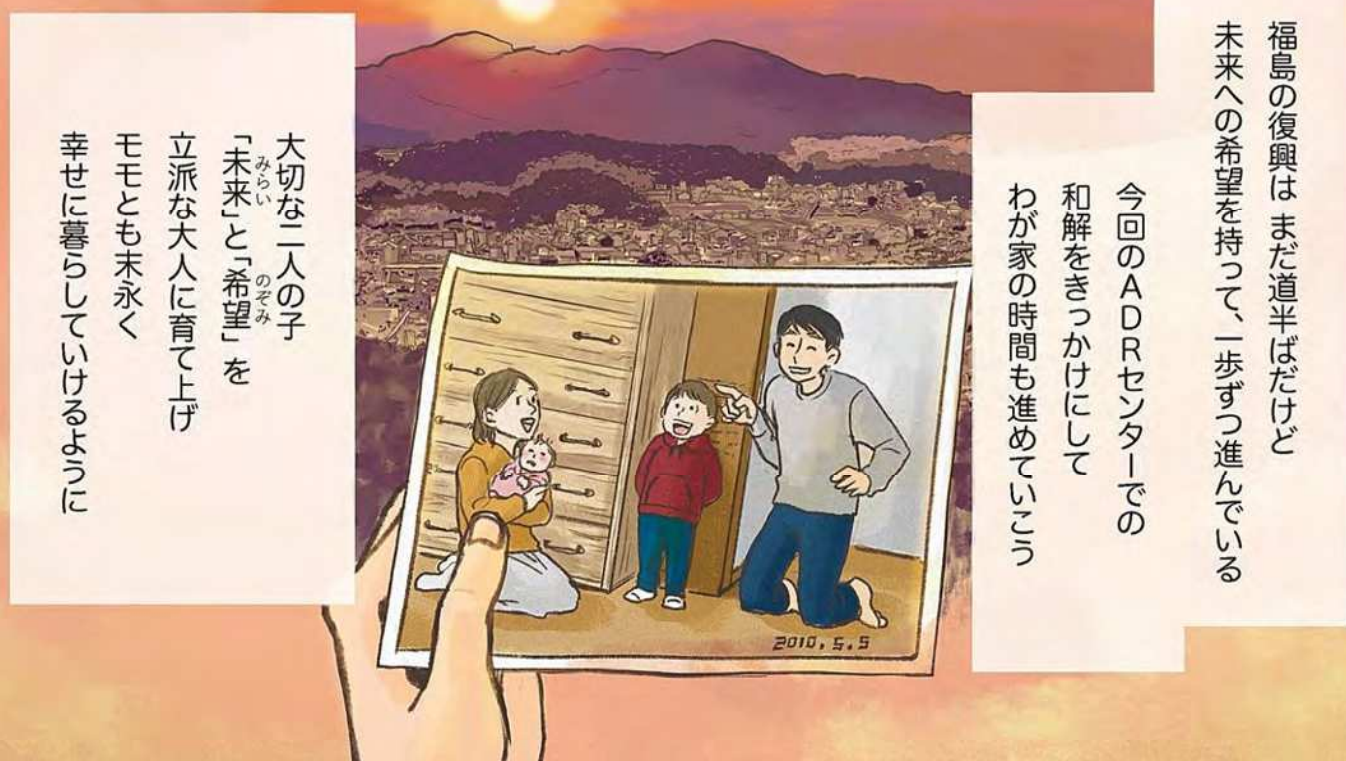
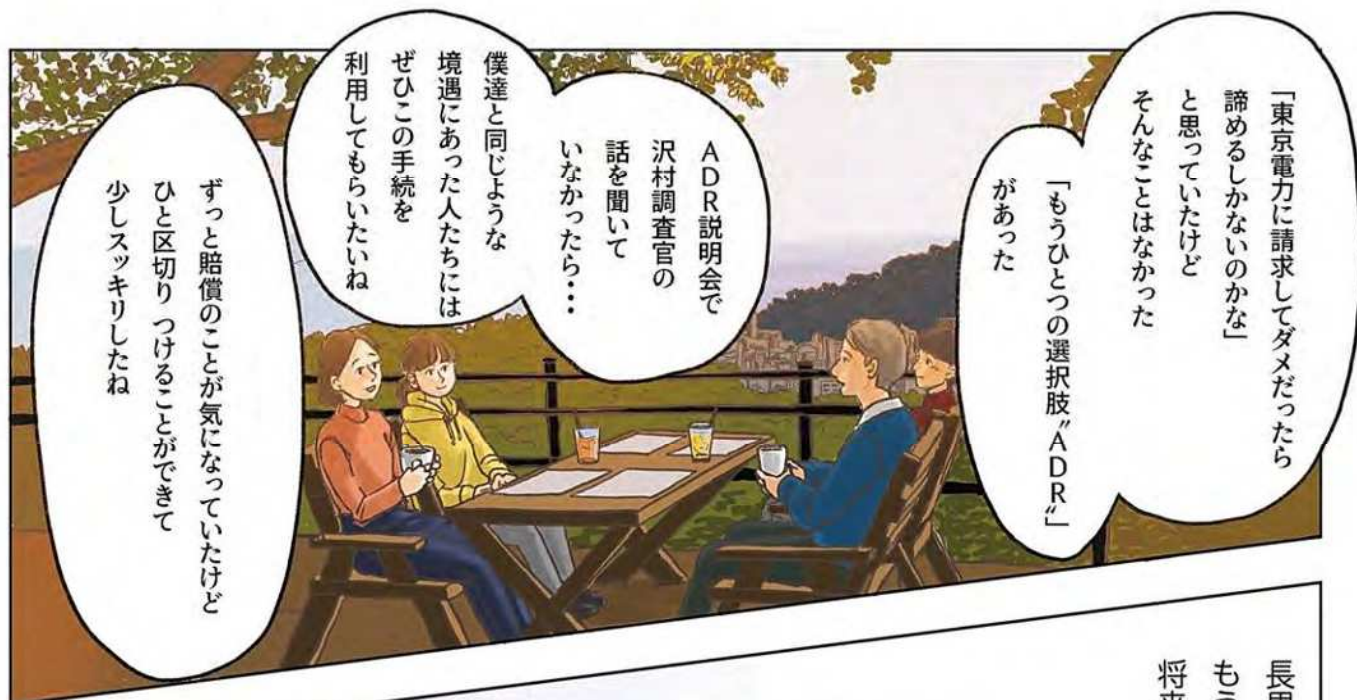


幼い子2人を連れて

厳しい避難生活を送った妻には

日常生活阻害感謝料の増額が認められた

ADRセンターの和解仲介手続を
利用して本当によかった



ススムがADRの手続により賠償を受け取るまでの流れ

2011年3月11日
東京電力
福島第一原子力発電所事故発生



家財道具は
持ち出せず

ススムは、妻(モモ)
幼い子供2人と避難



勤務先から解雇を告げられる



ようやく見つけた新しい仕事のため
単身赴任を決意

2015年

事故発生
から約4年経過後



妻と子供2人と一緒に生活が
できるようになり、東京電力に直接請求するが
賠償内容には納得できず

東京電力に請求してダメだったら
諦めるしかないのかな…

と思いながら生活



妻は、幼い2人を連れ
友人宅や集合住宅で周囲に
気遣いをしながらの避難生活

次ページへ…



2023年

ススムが故郷の町が主催する健康診断
会場でADRセンターの存在を知る

ADR手続を利用して賠償請求



調査官とのやり取りの中で
直接請求で受領済みの賠償額からの
増額の可能性が見えてくる



追加で
賠償が
認められた

申立てから約10か月後…



妻について幼い子
2人を連れ避難した
状況を考慮しての
日常生活阻害慰謝料の
増額



直接請求では認められなかった
高額な家財についての賠償

「中間指針」について詳しく説明します！



? 中間指針とは・・・

中間指針とは、東京電力福島第一・第二原子力発電所事故に関し、国の機関である「原子力損害賠償紛争審査会」が、可能な限り早期の被害者救済を図る観点から、賠償すべき損害として類型化が可能な損害項目やその範囲等の目安を示したものです。このように、中間指針の定めは「目安」であるため、被害者の個別具体的な事情によっては、中間指針が示した目安額を超える賠償が認められたり、中間指針において賠償すべきものとして明示されなかった損害項目についての賠償が認められたりすることなどがあります。

具体的な中間指針の内容はこちら



? 中間指針第五次追補とは・・・

中間指針については、これまで累次にわたり内容の見直しがされ、「追補」が定められてきました。このような「追補」のうち最も新しいものが、集団訴訟の確定判決等を踏まえてそれまでの中間指針（追補を含む）の内容を見直した「中間指針第五次追補」（令和4年12月20日策定）です。中間指針第五次追補では、以下の事項についての定めが新たに設けられるなどしました。

- 過酷避難状況による精神的損害
- 生活基盤の喪失・変容による精神的損害
- ADR センターの運用を踏まえた精神的損害の増額の目安の明文化 等

第五次追補の概要はこちら



過酷避難状況とは？

着の身着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことをいいます。



生活基盤の喪失とは？

「生活基盤の喪失」とは、長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き、故郷が失われたのと同様の状況が生じたことをいいます。

生活基盤の変容とは？

「生活基盤の変容」とは、住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことをいいます。



？ どのようなものが賠償されるの？



ADRセンターでは、事故直後からの賠償も、第五次追補の追加賠償も申し立てることができます。
賠償が認められた代表的事例を紹介します。

これらの和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例について検討するにあたっての参考となります。

[令和元年12月2日成立 公表番号1634 和解金額 総額799万円]

01

自主避難により職を失った等

申立人：

自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人ら

和解内容：

- ① 母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額3万円）
- ② 全員避難後の一時帰宅費用
- ③ 避難に伴い失職した父母それぞれにつき原発事故前の平均月収の6か月分相当額の就労不能損害
- ④ 子1名につき平成24年1月から平成27年3月まで月額2万円又は1万4000円の避難雑費、申立人母の妊娠期間中につき月額2万円の避難雑費等の賠償が認められた。



自主的避難等対象区域から避難された方について、避難状況に応じて避難費用・生活費増加費用・就労不能損害や精神的損害の増額が認められることがあります。



和解契約書
QRコード



[令和3年10月13日成立 公表番号1795 和解金額 総額276万円]

02

ピアノや着物を置いて避難した

帰宅困難区域（大熊町）の自宅にある高額家財（ピアノ、着物等）と農機具（トラクター）の損害について、写真や申立人の説明等を踏まえて、賠償が認められた。



直接請求では家財の賠償について一定の金額で賠償されますが、高級な家財が個別にある場合、金額を見直して定額を超えて追加で賠償される可能性があります。



和解契約書
QRコード





このような場合、
精神的損害について賠償額が増額されたり、
支出した費用が賠償されることがあります。

[令和6年3月13日成立 公表番号2027 和解金額 総額1267万円]

03

生まれ育った町に長年居住し、地域との結びつきが強い

申立人：

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人妻

和解内容：

原発事故当時、合計約39年間にわたって南相馬市小高区に居住していたことや、地域社会等との関わり合い（近所の人々との交流状況、各種催しへの参加等）等を考慮。

生活基盤変容慰謝料として290万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円から40万円の増額）等の賠償が認められた。



居住期間・地域社会との関わり合いなど個別の事情により、生活基盤の変容による慰謝料が増額されることがあります。



[令和5年8月17日成立 公表番号1994 和解金額 総額2173万円]

04

避難によって家族が離れ離れに

申立人：

帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母、長男夫婦及びその子）、亡祖父及び亡祖母（いずれも父らが相続）

和解内容：

- ① 第5次追補に基づき、過酷避難状況による精神的損害等
- ② 日常生活阻害慰謝料の増額分として、

- ・父について、長男夫婦及びその子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで月額3万円
- ・長男について、単身赴任となって妻子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで月額3万円
- ・亡祖父について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から死亡した平成25年2月まで月額3万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）
- ・亡祖母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められた。



避難中に家族と離れて避難したり、介護が必要な家族を介護しながら避難していたような場合は、慰謝料が増額される場合があります。



05

乳幼児の世話をしながら避難生活

申立人：

避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人ら家族（父母と子どもら）

和解内容：

- ① 申立人(母)に、**乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分**として、平成23年3月分から平成28年3月分まで、**乳幼児の年齢・人数・避難先の状況等を踏まえ、状況に応じ月額5万円から1万円**
- ② 申立人ら各人に、過酷避難状況による精神的損害30万円、生活基盤変容による精神的損害250万円の賠償が認められた。



point! 乳幼児の世話をしながら避難した場合、乳幼児の人数・年齢・避難先の状況などを考慮して、慰謝料が増額されることがあります。



和解契約書
QRコード



06

証明する証拠が無い

申立人：

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦

和解内容：

- ① 避難交通費及び引越費用
- ② 電気工事業を営んでいた申立人夫についての事業用動産に関する損害（**避難の際に搬出することができなかった工具等の財物損害を申立人の陳述や写真等の資料から認定**）
- ③ 申立人妻についての就労不能損害（直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成26年3月から平成28年2月まで）の賠償が認められた。



point! 直接請求では客観的な証拠がないものに対しては賠償が認められませんが、客観的な証拠がなくなっても、ADRにおいて聞き取りを行い、損害の実態を把握し、損害が賠償される場合があります。



和解契約書
QRコード



直接的な証拠がなくても
調査官が細かく事情をお聴きして補うこともできます



07

自分の畑で自家消費のための野菜を作っていた

申立人：

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人

和解内容：

所有する畑で野菜を栽培し自家消費していたが、原発事故から行政による農地除染がされるまでの間、作付けできない状態が継続したこと及び除染後も直ちに原発事故前と同等に栽培ができるわけではないことを考慮。平成27年から平成29年まで生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた（平成26年分までは支払済み）。



point 原発事故後、野菜や米等を購入することになり、生活費が増加した場合、生活費増加費用の賠償が認められることがあります。



和解契約書



[平成31年4月25日成立 公表番号 1541 和解金額 総額224万円]

08

お墓を移転する必要があった

申立人：

帰還困難区域（大熊町）に居住し、同町内に墓を有していた申立人ら

和解内容：

- ① 墓の移転費用
- ② 墓建立当時の金額を参考に算定した原発事故当時の墓の価値相当額及び移転に係る祭祀に関する費用相当額の賠償が認められた（ただし、既払金151万円は除く。）。



point 直接請求では一定額までしか認められなかった請求について、追加的に賠償が認められる場合があります。



和解契約書



ここで紹介した以外にも
様々なご事情についての
和解事例があります。

こちらのQRコード
からご確認ください。





ADRセンターとは？

平成 23 年 3 月の福島原子力発電所事故による原子力損害の賠償請求に関する紛争について、円滑、迅速、公正な解決を図ることを目的として設置された国の紛争解決機関です。令和 6 年 12 月末現在、30,000 件以上の事案（申立人数は約 13 万人）が終了し、約 8 割で和解が成立しています。

※ ADR とは Alternative Dispute Resolution（裁判に代替する紛争解決手続）のことです。

? 説明会について …

ADR センターでは、福島県や同県内の自治体等、さらには各地の NPO 等と連携した説明会を開催しています。説明会の開催予定については、ADR センターのホームページでもご案内しています。



説明会では、調査官の説明を受けながらその場で申立書を作成することができます。



説明会について



申立書の作成について

ADR センターでは、申立書の参考書式を用意しています。

この様式は、チェックシート方式で簡単に記載できます。



あてはまると思うところに
チェックでOK



賠償を求める金額がわからなくても、「**妥当な額の支払いを希望します**」という欄にチェックでOK



いろいろな事情を、どの欄に書けばいいかわからなくても、自由記載欄に書けばOK
用紙を足して記載もOK

書式はQRコードから、ダウンロードすることもできます。



申立書の記載例



申立書の書式

申立書の参考書式は、ADR センターの事務所・支所でお受け取りいただくか、フリーダイヤルまでお電話をいただければ郵送します。

申立て前でも、わからないことがあれば
ADRセンターのフリーダイヤルや事務所・
支所までお気軽にお問合せください。



0120-377-155

月～金（祝休日・年末年始を除く）

受付時間 10:00～17:00

ADR（和解仲介） 手続の主な流れ

01 申立書の作成

入手方法

①窓口で受け取り



②フリーダイヤルで
郵送依頼



③ホームページ
から入手



申立書の書き方は、センターの事務所・支所の窓口やフリーダイヤルにてご案内しています。

02 申立書の提出

提出

申立書：原本1部+コピー2部
証拠書類：(あれば)コピー3部



お手元で保管(ご自身の控え)

申立書：コピー1部
証拠書類：(あれば)原本



03 申立書の受理

申立書に形式的な不備がないかを確認して受理します。
(書類の追加をお願いすることがあります。)

1か月から1か月半程度

04 指名通知等

担当する仲介委員・調査官の氏名・連絡先などを記載した通知書を送付します。
仲介委員：話し合いの仲介者（弁護士） 調査官：仲介委員をサポート

05 和解の仲介 (審理)

- 電話や書面などで申立人から事情をお伺いします。
- 東京電力の答弁書(東京電力の言い分)が通知書に前後して送付されます。
- 双方の意見を聞きながら、賠償が認められるか、賠償金がいくらになるのか等を検討していきます。
- 東京電力との間で争いのない金額については、一部和解案を提示し、早期の賠償金支払を促します。



06 和解案の提示

仲介委員が和解案を提示します。
(審理の結果、和解の仲介が打ち切られることもあります。)

打ち切り・取下げ

- 申立人が途中で取り下げることも可能です。
- 再度の申立ても可能です。

07 和解成立

双方が和解案に合意すると、東京電力と和解契約を結びます。
全申立てのうち約8割が和解に至っています。

08 賠償金の支払

東京電力が和解契約書を受領した翌日から
14日以内に賠償金が振り込まれます。
*年末年始等を除く



ADR センターの情報発信

ホームページ

ADRの手続やセンターの活動について発信しています。



【センターからのお知らせ】

ADRセンター説明会開催について

ADRセンターでは、説明会を開催し、その場で弁護士などの専門家の説明を作成できます。予約は不要、手続き費用無料です。当館は白紙印刷につきましても、迅速なる対応がありますのでご了承ください。

時効について



東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害賠償請求権の消滅時効期間は、事故発生の日から起算し、20年です。この期間中に、被害者から賠償請求がなされなければ、賠償請求権は消滅します。この期間中に、賠償請求がなされなければ、賠償請求権は消滅します。この期間中に、賠償請求がなされなければ、賠償請求権は消滅します。

自治体発行の広報紙等への記事掲載

センターの活動や注目すべき和解事例等の記事を福島県や同県内の自治体等が発行する広報紙等に掲載しています。



開催案内チラシ、和解事例集等の配布

説明会の案内チラシや地域ごとに特化した和解事例チラシ、和解事例集等を配布しています。

*ホームページにも掲載しています



和解事例の公表

和解が成立した事例について、わかりやすいインデックス形式での公表を進めています。



センターのご利用について

最寄りの事務所・支所（開所日における月～金〔祝休日・年末年始を除く〕）まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

福島事務所

開所日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |



福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所

開所日 | 月 | ~~火~~ | 水 | ~~木~~ | 金 |



福島県福島市栄町6-6福島セントランドビル3階
(旧ユニックスビル3階)

会津支所

開所日 | ~~月~~ | 火 | ~~水~~ | 木 | ~~金~~ |



福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所

開所日 | 月 | 火 | ~~水~~ | 木 | 金 |



福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所

開所日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |



福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は下記宛先までお願いします

〒105-0003

東京都港区西新橋1-5-13

8東洋海事ビル 9階

原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所
(又はADRセンター東京事務所)



文部科学省HP



ADRセンターについて

お問い合わせ先

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

0120-377-155

受付時間 月～金(祝休日・年末年始を除く)10:00～17:00



令和7年3月発行